

# 北九州市公報

発行所  
北九州市小倉北区内1番1号  
北九州市役所

## 目 次

	ページ
◇ 規 則	
○ 北九州市会計規則及び北九州市市税条例施行規則の一部を改正する規則【会計室】	3
○ 北九州市病院事業財務規則の一部を改正する規則【保健福祉局健康医療部地域医療課】	4
◇ 公 告	
○ 北九州空港滑走路延長事業に係る環境影響評価準備書についての環境の保全の見地からの意見書【環境局環境監視部環境監視課】	5
◇ 上下水道局	
○ 北九州市上下水道局会計規程の一部を改正する規程【上下水道局総務経営部経営企画課】	7
◇ 交 通 局	
○ 北九州市交通局会計規程及び北九州市交通局出納取扱金融機関等事務取扱規程の一部を改正する規程【交通局総務経営課】	8
◇ 公営競技局	
○ 北九州市公営競技局会計規程及び北九州市公営競技局出納取扱金融機関等事務取扱規程の一部を改正する規程【公営競技局総務課】	9

## 本号で公布された条例等のあらまし

### ◇北九州市会計規則及び北九州市市税条例施行規則の一部を改正する規則

北九州手形交換所の廃止及び電子交換所の設立に伴い、市の歳入の納付に使用することができる証券の要件及び市税の納付又は納入の委託を受けることができる有価証券の範囲を改めることにしました。

この規則は、令和4年11月4日から施行することにしました。

### ◇北九州市病院事業財務規則の一部を改正する規則

1 北九州手形交換所の廃止及び電子交換所の設立に伴い、病院事業の収入の納付に使用することができる証券の要件を改めることにしました。

2 行政手続の簡素化を推進し、市民の利便性の向上及び行政事務の効率化を図るため、支払証書への債権者の押印を、一定の場合に不要とすることにしました。

この規則は、令和4年11月4日から施行することにしました。

北九州市会計規則及び北九州市市税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年11月2日

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市規則第43号

北九州市会計規則及び北九州市市税条例施行規則の一部を改正する規則

(北九州市会計規則の一部改正)

第1条 北九州市会計規則(昭和39年北九州市規則第49号)の一部を次のように改正する。

第33条各号列記以外の部分中「すべての」を削り、同条第1号アからエまで以外の部分中「いう。)」を「いう。) 次に掲げる要件」に改め、同号ウ中「北九州手形交換参加地域又は市外に所在する手形交換所で指定金融機関等の加盟しているものの手形交換参加地域」を「全国の区域」に改め、同条第2号ア及びイ以外の部分中「利札」を「利札 次に掲げる要件」に改める。

(北九州市市税条例施行規則の一部改正)

第2条 北九州市市税条例施行規則(昭和39年北九州市規則第58号)の一部を次のように改正する。

第2条本文中「(納付又は納入の委託)」を削り、「よって、納付」を「より納付」に改め、同条第1号ア及びイ以外の部分中「北九州手形交換所」を「電子交換所(手形法(昭和7年法律第20号)第83条及び小切手法(昭和8年法律第57号)第69条の規定により指定する手形交換所をいう。)」に、「銀行(」を「金融機関(」に、「北九州銀行協会社員銀行等」を「電子交換所加入金融機関」に、「再委託銀行」を「法第16条の2第3項の規定により納付又は納入の再委託をする金融機関」に改め、同条第2号ア及びイ以外の部分中「北九州銀行協会社員銀行等」を「電子交換所加入金融機関」に改め、同条第3号本文中「北九州銀行協会社員銀行等以外の銀行」を「電子交換所加入金融機関以外の金融機関」に、「再委託銀行」を「第1号ア及びイ以外の部分の再委託をする金融機関」に改める。

付 則

この規則は、令和4年11月4日から施行する。

北九州市病院事業財務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年11月2日

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市規則第44号

北九州市病院事業財務規則の一部を改正する規則

北九州市病院事業財務規則（平成31年北九州市規則第27号）の一部を次のように改正する。

第19条第1号イ中「北九州手形交換所」を「手形交換所」に改め、同号ウ中「北九州手形交換参加地域」を「全国の区域」に改める。

第32条中第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号を第3号とし、第5号ただし書を削り、同号を第4号とする。

第42条第1項に次のただし書を加える。

ただし、市長が別に定める基準により押印が必要でないと認めるときは、債権者の領収印の押印を省略することができる。

第43条第2項ただし書を削る。

付 則

この規則は、令和4年11月4日から施行する。

## 北九州市公告第741号

環境影響評価法（平成9年法律第81号）第20条第2項の規定により意見を求められた北九州空港滑走路延長事業に係る環境影響評価準備書について、環境の保全の見地から意見書を作成したので、北九州市環境影響評価条例（平成10年北九州市条例第11号）第34条第2項の規定により、次のとおり公告する。

令和4年11月4日

北九州市長 北橋健治

### 1 全般的事項

北九州空港滑走路延長事業（以下「本事業」という。）実施区域周辺では、新門司沖土砂処分場（Ⅱ期）等、複数の埋立事業が行われており、工事の影響を把握するため、事業者が周辺海域や干潟において環境監視調査等を実施している。

本事業では、周辺海域や干潟において環境監視調査等は実施しないとされているが、別事業の環境監視調査等を活用して、本事業の実施による環境影響の把握に努めること。

### 2 個別的事項

#### （1）大気環境

##### ア 粉じん等及び騒音

本市の予測地点No. 1において、資材及び機械の運搬に用いる車両（以下「資材等運搬車両」という。）の運行による降下ばいじんの予測寄与量は、本市が近隣区で測定した現況値と比較してかなり高い値となっている。また、夜間の騒音の予測増加量は2デシベルで、現況値を加味した等価騒音レベルは環境基準値（65デシベル）と同一の予測結果となっている。

環境影響評価制度においては、「基準若しくは目標との整合性」を評価するだけでなく、「事業の実施による環境への負荷をできる限り回避し、又は低減されているか」が重要な評価要素となる。以下の内容について再度検討を行い、評価書に反映すること。

（ア）資材等運搬車両の運行による降下ばいじん及び騒音の予測に当たっては、1日当たり最大約1,100台の車両台数が分散せずに3か所の予測地点を運行すると想定して予測を行っている。環境影響の回避又は低減のため、運行ルートを分散させる等の環境保全措置を追加すること。

（イ）資材等運搬車両の荷台から発じんのおそれがある場合には、シ

ートがけ等の環境保全措置を必ず採用すること。

(ウ) 1月当たりの降下ばいじん量の目標値「1平方キロメートル当たり10トン」は、本市の現況を踏まえると高すぎるため、現況値を十分に考慮した適切な目標値を設定し、評価すること。

イ 二酸化窒素及び浮遊粒子状物質

環境保全措置の内容は、影響要因（資材等運搬車両の運行、航空機の運航、飛行場の施設の供用等）の区分に応じて、評価書の適切な箇所に記載すること。

ウ 低周波音

準備書に記載された低周波音の現地調査結果については、北九州空港における航空機の離発着時の調査結果か、調査地点上空を航空機が飛行する際の調査結果か判断できないため、評価書において情報を追記すること。

(2) 廃棄物

本事業により発生する建設副産物については、準備書に記載された再資源化率目標の着実な達成に向け、工事受注者に対して必要な措置を講ずること。

北九州市上下水道局管理規程第5号

北九州市上下水道局会計規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和4年11月2日

北九州市上下水道局長 兼 尾 明 利

北九州市上下水道局会計規程の一部を改正する規程

北九州市上下水道局会計規程（昭和39年北九州市水道局管理規程第12号）の一部を次のように改正する。

第33条第1号アからウまで以外の部分中「いう。）」を「いう。） 次に掲げる要件」に改め、同号イを次のように改める。

イ 手形交換所に加入している金融機関又は当該金融機関に手形交換を委託している金融機関を支払人としているもの

第33条第1号ウ中「北九州市手形交換参加地域」を「全国の区域」に改め、同条第2号ア及びイ以外の部分中「利札」を「利札 次に掲げる要件」に改める。

第45条第1号中「、氏名」を「及び氏名」に改め、同条中第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号を第3号とする。

第47条第1項本文中「または」を「、又は」に、「うえ出納取扱金融機関」を「上、出納取扱金融機関」に、「行なわなければ」を「行わなければ」に改め、同条第2項中「または」を「又は」に、「かかる」を「係る」に、「かえる」を「代える」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項本文の規定にかかわらず、局長が別に定める基準により押印が必要でないと認めるときは、債権者の領収印の押印を省略することができる。

付 則

この規程は、令和4年11月4日から施行する。

北九州市交通局管理規程第8号

北九州市交通局会計規程及び北九州市交通局出納取扱金融機関等事務取扱規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和4年11月2日

北九州市交通局長 福本 啓二

北九州市交通局会計規程及び北九州市交通局出納取扱金融機関等事務取扱規程の一部を改正する規程

(北九州市交通局会計規程の一部改正)

第1条 北九州市交通局会計規程(昭和43年北九州市交通局管理規程第4号)の一部を次のように改正する。

第33条第1号イ中「北九州手形交換所」を「手形交換所」に改め、同号ウ中「北九州手形交換参加地域」を「全国の区域」に改める。

第44条第1号中「名称」を「、名称」に、「、住所が明りょう」を「及び住所が明瞭」に改め、同条中第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号を第3号とする。

(北九州市交通局出納取扱金融機関等事務取扱規程の一部改正)

第2条 北九州市交通局出納取扱金融機関等事務取扱規程(昭和48年北九州市交通局管理規程第2号)の一部を次のように改正する。

第5条第2項第1号イ中「北九州手形交換所」を「手形交換所」に改め、同号ウ中「北九州手形交換参加地域」を「全国の区域」に改める。

付 則

この規程は、令和4年11月4日から施行する。



北九州市公営競技局管理規程第4号

北九州市公営競技局会計規程及び北九州市公営競技局出納取扱金融機関等事務取扱規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和4年11月2日

北九州市公営競技局長 三 浦 隆 宏

北九州市公営競技局会計規程及び北九州市公営競技局出納取扱金融機関等事務取扱規程の一部を改正する規程

(北九州市公営競技局会計規程の一部改正)

第1条 北九州市公営競技局会計規程(平成30年北九州市公営競技局管理規程第28号)の一部を次のように改正する。

第28条第1号イ中「北九州手形交換所」を「手形交換所」に改め、同号ウ中「北九州手形交換参加地域又は市外に所在する手形交換所が出納取扱金融機関又は収納取扱金融機関の加盟しているものの手形交換参加地域」を「全国の区域」に改める。

第55条第1号中「、氏名」を「及び氏名」に改め、同条中第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号を第3号とする。

第57条第1項に次のただし書を加える。

ただし、局長が別に定める基準により押印が必要でないと認めるときは、債権者の領収印の押印を省略することができる。

第57条第2項中「替える」を「代える」に改める。

(北九州市公営競技局出納取扱金融機関等事務取扱規程の一部改正)

第2条 北九州市公営競技局出納取扱金融機関等事務取扱規程(平成30年北九州市公営競技局管理規程第29号)の一部を次のように改正する。

第7条第1項各号列記以外の部分中「払込み」を「払込金額」に、「預入れ金額」を「預入金額」に改め、同項第1号イ中「北九州手形交換所」を「手形交換所」に改め、同号ウ中「北九州手形交換参加地域又は市外に所在する手形交換所が出納取扱金融機関等の加盟しているものの手形交換参加地域」を「全国の区域」に改める。

付 則

この規程は、令和4年11月4日から施行する。